

第 26 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 29 年 10 月 27 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 26 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員辞職及び選挙結果の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の仮議席の指定	4
議長の選挙	5
議長就任あいさつ	5
新議員の議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
提出議案の上程及び提案理由説明	7
第9号議案の審議の宣告	9
副広域連合長のあいさつ	10
第10号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第10号議案の質疑、討論、採決	11
第11号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	12
第11号議案の質疑、討論、採決	12
第12号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第12号議案の質疑、討論、採決	14
第13号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第13号議案の質疑、討論、採決	17
第14号議案の審議の宣告	18
事務局長の議案概要説明	18
第14号議案の質疑、討論、採決	19
第15号議案の審議の宣告	19
事務局長の議案概要説明	20

第15号議案の質疑、討論、採決	21
広域連合長の閉会挨拶	22
閉会の宣告	22

資 料

議案の送付について	23
議決一覧	24

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成29年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第26回定例会を次のとおり招集する。

平成29年10月13日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成29年10月27日（金）
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35
高知県自治会館
6階 第2会議室

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|----------|-----|---------|
| 1 番 | 板原 啓文 君 | 2 番 | 上治 堂司 君 | 3 番 | 和田 知士 君 |
| 4 番 | 岡崎 利久 君 | 5 番 | 久保 八太雄 君 | 6 番 | 高木 妙 君 |
| 7 番 | 村田 秀作 君 | 8 番 | 佐藤 徳治 君 | 9 番 | 尾崎 政廣 君 |
| 10 番 | 橋本 保 君 | | | | |
-

議事日程

平成 29 年 10 月 27 日 午後 2 時 00 分開議

第1 新議員の仮議席の指定

第2 議長の選挙

第3 新議員の議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 提出議案の提案理由説明

第7 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意
について

第8 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改
正する条例議案

第9 第11号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例議案

第10 第12号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定議案

第11 第13号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算の認定議案

第12 第14号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

第13 第15号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算

出席議員

1番 板原 啓文 君 2番 上治 堂司 君 3番 和田 知士 君
4番 岡崎 利久 君 6番 高木 妙 君 7番 村田 秀作 君
8番 佐藤 徳治 君 9番 尾崎 政廣 君 10番 橋本 保 君

欠席議員

5番 久保 八太雄 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 池田 洋光 君
副広域連合長 清藤 真司 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 佐竹 真紀 君
事務局長 山下 正雄 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 福原 扶慈子 君
書記 岡林 智也 君 山脇 智也 君 横田 未来 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 小川 幹夫 君
事業課課長補佐 大原 章 君 谷田 達哉 君
事業課係長 中西 宏文 君

◎開会の宣告

○副議長（村田秀作君） それではただいまより、平成 29 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 26 回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後 2 時 00 分 開会

◎欠席議員の報告

○副議長（村田秀作君） まず、欠席議員の報告を行います。

本日、久保八太雄議員から、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

◎議員辞職及び選挙結果の報告

○副議長（村田秀作君） つづきまして、議員の辞職の報告であります。

本年 3 月 15 日に戸梶眞幸議員、6 月 15 日に竹村邦夫議員より辞職届が提出されましたので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 126 条の規定により、戸梶議員が 3 月 15 日付け、竹村議員が 6 月 15 日付けで辞職許可がなされましたことを、ご報告いたします。

◎議事日程の報告

○副議長（村田秀作君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布しております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（村田秀作君） ご異議ないものと、認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の仮議席の指定

○副議長（村田秀作君） これより日程に入ります。

まず、日程の第 1、新議員の仮議席の指定を行います。

このたびの高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙により、町村長区分では、馬路村長の上治堂司議員、大川村長の和田知士議員、市議会議員区分では、高知市議会議長の高木妙議員が当選されたことにより、それぞれ新議員となられております。

仮議席は、議会会議規則第 3 条に基づき、ただいま、ご着席の議席と指定します。

◎議長選挙

○副議長（村田秀作君）

つづきまして、日程の第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（村田秀作君）ご異議ないものと、認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○副議長（村田秀作君）ここで、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において、指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（村田秀作君）ご異議ないものと、認めます。

よって、副議長において、指名することに決定いたしました。

高知県後期高齢者医療広域連合議会議長に、高木妙議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました高木妙議員を当広域連合議会議長選挙の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（村田秀作君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高木妙議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました高木妙議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長就任あいさつ

○副議長（村田秀作君）それでは、議長に当選されました高木妙議員のご挨拶があります。

○高木妙君 皆様こんにちは。ただいま議員の皆様からのご同意を頂戴いたしまして、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任をさせていただくことになりました高知市議会の高木妙でございます。

後期高齢者医療制度が導入されたあの時代、様々な論争があったことは記憶に

新しいところがございます。しかしながら、すべての皆様の国の医療を守るという趣旨で始まったこの制度も、発足から10年目を迎えてきて制度自体の安定はしてきたところだと思います。先ほども全員協議会で事務局長さんからお話もございましたように、高知県には高知県の様々な課題となっていることがあるようで、そうしたことを国の方も受けまして、医療費の増加傾向、こうしたところに医療費の適正化の取組み、高額療養費の見直しの改正などが現在行われているところでございます。そしてまた、国民皆保険制度ということで、国民健康保険制度につきましても今般、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県に移行していくなど、こうした様々な制度改正が行われている重要な時期に、広域連合議会の議長を拝命いたしましたこと、その職責の重さを痛感するとともに、この制度を安定かつ、円滑に運営していくことができますよう、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りまして、当広域連合の執行部と協力し、この大役を務めてまいる所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（村田秀作君） それでは、以上をもちまして、議事進行の職務を終了し、議長と交代いたします。

皆様のご協力に感謝いたします。

高木議長、議長席にお着き願います。

午後2時7分

◎休憩の宣言

○副議長（村田秀作君） 暫時、休憩とします。

午後2時7分

◎再開の宣言

○議長（高木妙君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎新議員の議席の指定

○議長（高木妙君） 次に、日程の第3、新議員の議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第3条の規定により、議長が定めることとなっております。

新議員の議席は、ただいま、ご着席の議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高木妙君） 次に、日程の第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が

指名をいたします。

会議録署名議員は、4 番岡崎利久議員、8 番佐藤徳治議員のお二人に、お願いいたします。

◎会期の決定

○議長（高木妙君） つづきまして、日程の第 5、会期の決定について、議会議規規則第 4 条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、10 月 27 日の 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） ご異議ないものと認め、本日 1 日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（高木妙君） それでは、これより、日程の第 6、提出議案の提案理由説明に入ります。

第 9 号議案から第 15 号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第 26 回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして、国の動向を含めまして申し上げます。

年々社会保障費が増加するなかで、本年 6 月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針 2017」では、平成 30 年度が国民健康保険の財政運営の都道府県単位化や、介護保険制度改正の施行など、重要な施策の節目の年にあたることから、様々な改革の有機的な連携を図るように施策を実施することとされています。

具体的には、地域医療構想の実現や、医療計画及び介護保険事業計画の整合的な策定等を行うとともに、医療費の適正化や健康増進・予防の推進等を行うこととされています。

こうした状況のなか、平成 20 年度に発足しました後期高齢者医療制度は、本年度で 10 年目を迎えており、この間、当広域連合の被保険者数は、制度開始時の約 11 万 5 千人から平成 29 年 9 月末現在では約 12 万 5 千人と、増加傾向にあり、医療費も増加しております。

全国的に見ましても後期高齢者の医療費は高く、特に高知県においては 1 人あたり医療費が全国トップクラスとなっており、制度の安定的な運営を図っていくには、必要な財源を確保するとともに、医療費の増加を抑制する医療費適正化や保健事業の推進が重要な課題となっております。

国においては、制度の持続性を高めるため、世代間及び世代内の負担の公平、負担能力に応じた負担という観点から、保険料の軽減特例措置や高額療養費の見直しが行われ、今年度から段階的に実施されています。

また、被保険者の疾病等の予防、健康づくりや医療費適正化を一層推進することを目的とした保険者のインセンティブ施策について、国は本年度の予算を大幅に増額するなど、制度の拡充が図られることとなっております。

こうした状況を踏まえ、当広域連合として引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業実施計画に基づく健康診査や歯科健診などの保健事業の充実を図りながら、被保険者の方々が健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる環境を維持してまいります。

そのため、国の動向等を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携して、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは以下、議案について説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案 1 件、条例議案 2 件、予算議案 2 件、その他の議案 2 件です。

まず、第 9 号議案 副広域連合長の選任同意議案につきましては、本年 6 月 30 日に橋詰壽人氏が副広域連合長を辞職されましたので、新たに清藤真司氏を選任することについて、ご同意を求めるものであり、清藤氏は副広域連合長として適任であると考えます。

次に条例議案についてご説明いたします。

第 10 号議案については、個人情報保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当広域連合の個人情報保護条例を改正するものです。

第 11 号議案につきましては、国家公務員の育児休業等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう育児休業等に関する条例の必要な改正を行うものです。

次に、その他の議案についてご説明いたします。

第 12 号議案 平成 28 年度一般会計歳入歳出決算の認定議案及び 13 号議案 平成 28 年度特別会計歳入歳出決算の認定議案につきましては、平成 28 年度のそれぞれの会計決算につきまして、認定に関する議案をお諮りするものです。

次に予算議案についてご説明いたします。

第 14 号議案の平成 29 年度一般会計補正予算につきましては、平成 28 年度の決算剰余金を平成 29 年度に繰り越し、その 2 分の 1 の額を財政調整基金に積み立てるもので、歳入歳出それぞれ 411 万 4 千円を増額するものです。

第 15 号議案の平成 29 年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、平成 28 年度の決算剰余金を平成 29 年度に繰り越し、2 年間の財政運営の均衡を保つために設けております後期高齢者医療事業運営基金へ積立てることや、平成 28 年度の保険給付費が確定したことに伴う国、県、市町村への返還金など、歳入歳出予算をそれぞれ 55 億 8 千 23 万 1 千円増額するものです。

以上、提出しました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切なご決定をお願いいたします。

◎第 9 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） それでは、これより、日程の第 7、第 9 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について議題といたします。

本議題は、6 月 30 日付けで橋詰壽人氏から辞職願が提出されたことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

副広域連合長につきましては、清藤真司香南市長を選任することに、同意を求めらるるものであります。

○議長（高木妙君） では、お諮りします。

第 9 号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（高木妙君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより、第 9 号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって第 9 号議案は、原案に同意することに決定しました。

午後 2 時 17 分

◎休憩の宣告

○議長（高木妙君） 暫時、休憩とします。

午後 2 時 18 分

◎再開の宣告

○議長（高木妙君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎副広域連合長のあいさつ

○議長（高木妙君） ただいま選任されました、清藤真司副広域連合長のご挨拶があります。

○副広域連合長（清藤真司君） みなさん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました香南市長の清藤でございます。先ほどは議員の皆様方の同意を賜りまして、副広域連合長への選任をいただきありがとうございます。本制度も10年目を迎えますが、ご承知のとおり高知県は人口あたりの病床数や医療費も大変高いものでございますので、運営も厳しいものがございます。連合長を支え、精一杯取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎第10号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） つづきまして、日程第8、第10号議案「高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

「議案及び説明書」の3ページ及び「定例会説明資料」の20ページをお願いします。

これは、個人情報保護に関する法律及び、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当広域連合の個人情報保護条例を改正するものです。

定例会説明資料22ページから26ページの新旧対照表で説明させていただきます。左が改正案、右が現行となっており、改正部分を下線で示しています。

まず22ページは、第2条、個人情報の定義として新たに個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を加える改正です。

続いて23ページから24ページは、第4条及び第5条で、定義として新たに要配慮個人情報が追加されたことに伴い、それぞれ字句を修正、追加し、項番号につい

ても整理する改正です。

次に 24 ページから 26 ページは、第 17 条、個人識別符号の定義追加に伴い字句を修正し、個人情報開示の制限に該当しないものを条文に整理、新設する改正です。

第 10 号議案の説明は以上です。

よろしく願いいたします。

◎第 10 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようでございますので、これにて、質疑は終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 10 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 10 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第 10 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第 11 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） つづきまして、日程の第 9 第 11 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第11号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

「議案及び説明書」の5ページ及び「定例会説明資料」の21ページをお願いします。

これは、国家公務員の育児休業等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするものです。

定例会説明資料の27ページから28ページの新旧対照表でご説明します。

まず27ページ、第2条の3については、法の改正に伴う項、号の変更及び字句の修正を行うものです。

続きまして、27ページから28ページにかけて、第3条及び第4条については、育児休業等の再延長を可能とする要件に、新たに条文を整理、新設するものです。

第11号議案の説明は以上です。

よろしくお願いたします。

◎第11号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） それではこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、質疑は終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第11号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第11号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第11号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 11 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第 12 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） つづきまして、日程の第 10 第 12 号議案、「平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 12 号議案、平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の 6 ページをお願いします。

はじめに、決算の審査についてご報告いたします。平成 28 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、お手元に配布しております A4 縦、2 枚綴じの「平成 28 年度決算審査意見書」のとおり、8 月 23 日に、当広域連合事務局にて、吉本代表監査委員、橋本監査委員によりまして、ご審査いただきました。

この決算審査に当たりましては、「一般会計歳入歳出決算書」、「同決算事項別明細書」、「一般会計収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、関係書類や帳票等について総括的に審査され、その結果は「決算審査意見書」のとおり、決算計数については、適正な表示がなされていること、また、予算執行状況等についても、適正かつ効率的な執行と、財産管理についても適正な管理が行われているとの審査意見をいただいております。

それでは、「平成 28 年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」の 2 ページ及び 3 ページをお願いします。

歳入は、予算現額 5,772 万 7 千円に対しまして、収入済額は 5,786 万 6,842 円となっております。

4 ページ及び 5 ページをお願いします。

歳出は、予算現額 5,772 万 7 千円に対しまして、支出済額が 4,963 万 7,504 円で、不用額は 808 万 9,496 円となっております。

以上の結果、歳入歳出差引後の残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、822万9,338円となっております。

次に8ページ及び9ページをお願いします。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」は、派遣職員の派遣元自治体への人件費負担金や事務所賃借料を始めとした事務費に係る各市町村の負担金で、4,984万9千円となっております。

次の2款「繰入金」は、前年度の決算剰余金の一部を積み立てました財政調整基金からの繰入金で、241万9,880円となっております。

3款「繰越金」は、前年度の決算剰余金483万9,686円を繰り越したものです。

4款「諸収入」、1項、1目「連合預金利子」は54万5,213円となっております。

10ページ及び11ページをお願いします。

歳出の主なものをご説明いたします。

まず、1款「議会費」は、24万460円支出しておりますが、これは2回の定例会の開催に要した経費でございます。

次に、2款「総務費」の1項「総務管理費」は、広域連合の事務局を運営する経費でございます。平成28年度は広域連合事務所の移転を行ったため、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等が例年に比べ増額となっております。

19節「負担金、補助及び交付金」の3,316万2,491円は、主に事務局長及び総務課の派遣職員あわせて5名の派遣元自治体への人件費負担金でございます。なお、派遣職員の人件費については、派遣元の自治体で一旦支出していただき、年度末に精算することとしております。

15ページをお願いします。

収支に関する調書ですが、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、収支額は、歳入歳出差引額と同額で822万9千円となっております。

以上が、一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

よろしく願いいたします。

◎第12号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にごございませんので、質疑は終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第12号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論は終了します。

これより、第 12 号議案「平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」を採決いたします。

第 12 号議案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 12 号議案は、原案のとおり、認定することに決定いたしました。

◎第 13 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第 11、第 13 号議案「平成 28 年度 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 13 号議案平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について、ご説明いたします。

第 12 号議案、一般会計の決算審査と同様に、平成 28 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましても、8 月 23 日に、当広域連合事務局にて、吉本代表監査委員、橋本監査委員によりまして、ご審査いただきました。

この決算審査に当たりましては、「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書」、「同決算事項別明細書」、「後期高齢者医療特別会計収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、関係書類や帳票等について総括的に審査され、その結果は、お手元に配布しております「平成 28 年度決算審査意見書」のとおり、決算計数については、適正な表示がなされていること、また、予算執行状況等についても、適正かつ効率的な執行と、財産管理についても適正な管理が行われているとの審査意見をいただいております。

それでは、「平成 28 年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」22 ページ及び 23 ページをお願いします。

まず、歳入は、予算現額 1,440 億 9,845 万 3,000 円に対しまして、収入済額は 1,435 億 8,687 万 1,048 円で、予算と比較し 5 億 1,158 万 1,952 円の減となっております。

24 ページ及び 25 ページをお願いいたします。

歳出は、同じく予算現額 1,440 億 9,845 万 3,000 円に対しまして、支出済額が 1,369 億 9,594 万 8,018 円で、不用額は 71 億 250 万 4,982 円となっております。

以上の結果、歳入歳出差引残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、65 億 9,092 万 3,030 円となっております。

28 ページ及び 29 ページをお開きください。

歳入の主なものをご説明いたします。

1 款「市町村支出金」は、派遣職員の人件費負担金を始めとした事業の運営に係る事務費や市町村で徴収した保険料に係る負担金、低所得者の方などの保険料軽減に対する基盤安定負担金、また、療養給付費に係る定率 12 分の 1 の負担金等で、総額 221 億 7,007 万 5,957 円となっております。

次の 2 款「国庫支出金」は、療養給付費に対する 12 分の 3 の定率の負担金や、80 万円を超える高額レセプトを対象とした支援制度である高額医療費負担金、各広域連合の被保険者の所得水準の違いによる保険料の補正などを行うための調整交付金、健康診査などの保健事業費補助金等で総額 509 億 5,323 万 8,619 円となっております。

30 ページ及び 31 ページをお願いします。

3 款「県支出金」は、116 億 6,846 万 5,538 円で、療養給付費に対する 12 分の 1 の定率負担金、及び高額医療費負担金のうちの 4 分の 1 の県負担分の交付を受けております。

4 款「支払基金交付金」は、国保や被用者保険の被保険者からの後期高齢者支援金であり、国保などが拠出した後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金から交付を受けたもので、541 億 3,433 万 3,804 円となっております。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1 件 400 万円を超えるレセプトを対象とした国保中央会からの交付金で、著しく高額な医療費の発生による保険財政への影響を緩和するために設けられた、全国の広域連合が共同で負担する制度であり、4,681 万 1,629 円が交付されております。

6 款「繰入金、基金繰入金」は、総額 6 億 6,715 万 7,000 円となっておりまして、特別会計運営の財源とするために事業運営基金から繰入れております。

32 ページ及び 33 ページをお願いします。

8 款「諸収入」、3 項「雑入」の 1 目「第三者納付金」は、交通事故など第三者が原因となった怪我などにより支給した保険給付費について、当該第三者から納付をしていただいたものです。

また、2 目「返納金」は、所得区分の変更などにより、医療機関で支払う自己負担割合が変更となったことに伴う被保険者から広域連合への返納金となっております。

34 ページ及び 35 ページをお願いします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款「総務費」は、医療その他の給付を行うための事務的経費で、市町村からの派遣職員の人件費負担金や専門的・効率的に業務の執行を行うための専門性を持った国保連

合会や高知電子計算センターへの委託料や手数料などで3億1,333万2,907円となっております。

34、35ページから次の36、37ページにかけての、2款「保険給付費」は、被保険者の医療給付に要する平成28年3月診療から平成29年2月診療までの「療養給付費」や、医療機関等からの医療費等の請求に関する国保連合会への「審査支払手数料」、医療費の自己負担額が高額となり、一定の限度額を超えて負担した自己負担分を被保険者に還付する「高額療養費」などであり、総額で1,330億5,610万3,078円、特別会計の支出額全体の約97.1パーセントを占めています。

36ページ及び37ページをお願いします。

3款「財政安定化基金拠出金」は、保険料の収納不足や予想を上回る給付の増大による財源不足について、資金の貸付や交付を行うために、県に基金が設置されており、この財政安定化基金に、療養の給付費見込額の0.041%、5,680万9,000円を拠出したものです。

38ページ及び39ページをお願いします。

5款「保健事業費」8,839万4,260円は、被保険者の健康診査を県内34市町村に委託して行うための費用や、被保険者の健康づくりのための事業等に対する補助金となっております。

次に43ページをお願いします。特別会計の収支に関する調書ですが、収支額は、歳入歳出差引額と同額の65億9,092万3千円となっております。

少し飛びまして、50ページをお願いします。

基金は、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための事業運営基金と、一般会計の健全な運営に資するための財政調整基金があります。

平成28年度は、事業運営基金の積立と取崩しを行いました。積立額が取崩額を上回っていたので、決算年度末現在高が増加しています。事業運営基金は、前年度の実質収支等を積み立てています。

また、財政調整基金は一般会計の財源とするために、所要額を取り崩し残高は0円となっております。

なお、お手元の定例会説明資料の10ページをご覧ください。

こちらに決算の概要をまとめたものがございまして、先ほどご説明しましたように、形式収支については66億円程になっておりますが、翌年度に返還が必要な国費などを除いた実質的な収支につきましては、15億4,607万5千円の黒字となっております。この黒字につきましては、事業運営基金の方に積んでおくということになります。

以上が、特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくお願いたします。

◎第13号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第 13 号議案「平成 28 年度 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案」を採決いたします。

第 13 号議案については、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。
よって、第 13 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎第 14 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） つづきまして、日程第 12、第 14 号議案「平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 14 号議案、平成 29 年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の 9 ページをお願いします。

今回の一般会計の補正予算案は、第 1 条のとおり歳入歳出それぞれ 411 万 4 千円を追加するもので、総額は 6,090 万円となります。

まず、歳入についてご説明いたします。10 ページをお願いします。

歳入につきましては、平成 28 年度の一般会計の決算剰余金 822 万 9 千円のうち、既に当初予算において財源として計上しています 100 万円を除いた 722 万 9 千円を増額補正し、3 款、繰越金として歳入に繰り入れるとともに、歳出で補正を予定している財政調整基金へ積み立てる 411 万 4 千円を除いた 311 万 5 千円を、事務費の財源としています市町村負担金から減額するものです。

次に歳出についてご説明いたします。11 ページをお願いします。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、財政調整基金に決算剰余金のうち 411 万 4 千円を積み立てるものです。

以上が平成 29 年度一般会計補正予算の概要でございます。

よろしくご説明いたします。

◎第 14 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 14 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 14 号議案「平成 29 年度 高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。

第 14 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 14 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第 15 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） つづきまして日程第 13、第 15 号議案「平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第15号議案、平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の19ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ55億8,023万1千円を追加するもので、総額は1,521億8,023万1千円となります。

20ページをお願いします。

補正の主なものとしましては、歳入では、平成28年度の決算の確定に伴う剰余金の平成29年度への繰越、また21ページの歳出では、繰り越した剰余金の事業運営基金への積立、及び平成28年度の保険給付費が確定したことに伴う国、県、市町村への返還金の計上などとなっております。

まず、歳入についてご説明いたします。

24ページをお願いします。

1款「市町村支出金」、1項「市町村負担金」、1目「事務費負担金」につきましては、平成28年度の決算確定に伴う市町村からの超過交付額を、平成29年度の市町村事務費負担金から1,641万3千円減額することで精算します。

次の3目「療養給付費負担金」は、保険給付費の12分の1を市町村に負担していただいておりますが、平成28年度の保険給付費の確定に伴い、概算で負担していただいた額では不足している5市町村について、追加で負担していただくものです。

25ページをお願いします。

3款「県支出金」、1項「県負担金」、2目「高額医療費負担金」は、1件80万円を超える高額医療費については、通常の公費負担とは別に、国と県がそれぞれ4分の1を負担する仕組みとなっており、平成28年度における高額医療費の実績が、県費分において負担金を概算で交付申請した時点での見込みよりも増加したため、追加交付を受けるものです。

26ページをお願いします。

4款、1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」の9億5,985万4千円の減額につきましては、平成28年度の保険給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金より概算交付された平成28年度後期高齢者交付金のうち、超過交付となった分を、平成29年度の交付額から減額により精算するものです。

27 ページをお願いします。

7 款「繰越金」につきましては、平成 28 年度の決算剰余金 65 億 9,092 万 3 千円から、既に当初予算で計上しております 4,838 万円を除いた 65 億 4,254 万 3 千円を増額するものです。

次に歳出についてご説明いたします。

29 ページをお願いします。

6 款、1 項「基金積立金」、1 目「事業運営基金積立金」は、繰越を行いました平成 28 年度の剰余金から、平成 28 年度の国庫負担金の返還金などのために必要とする財源を控除した 15 億 769 万 6 千円を積立てるものです。

30 ページをお開きください。

7 款「諸支出金」、1 項「償還金及び還付加算金」、2 目「償還金」につきましては、平成 28 年度の保険給付費などが確定したことに伴い、国、県、市町村から概算で交付を受けていました負担金などを返還する必要が生じたことから、返還に必要な額をそれぞれ増額するものです。

以上で、平成 29 年度特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いします。

◎ 第 15 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 15 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 15 号議案「平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

第 15 号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 15 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（高木妙君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、ご決定いただきありがとうございます。ありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、今後増え続ける医療費に対しまして、引き続き医療費適正化に取り組み、保健事業の充実を図るため、関係市町村との連携を密にしながら事業運営を進めていくことが重要になっております。

高齢者の方々ができる限り健康で過ごされ、引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができるように、国等の関係機関の動向を注視しながら、適切な制度の運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、当広域連合の副広域連合長としてご尽力いただきました、橋詰壽人様、また当広域連合の議員として、ご指導をいただきました、戸梶眞幸様、竹村邦夫様には心から感謝を申し上げます。

これから秋が深まってまいります。議員の皆様におかれましては、ご健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（高木妙君） これをもちまして、平成 29 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 26 回定例会を閉会いたします。本日は議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後 2 時 59 分 閉会

資 料

29 高後広第 379 号
平成 29 年 9 月 28 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
副 議 長 村 田 秀 作 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成29年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第26回定例会に提出
するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意
について
- 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を
改正する条例議案
- 第11号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例議案
- 第12号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定議案
- 第13号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第14号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第15号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算

平成 29 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 26 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 9 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同 意
第 10 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 11 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 12 号議案	平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案	認 定
第 13 号議案	平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案	認 定
第 14 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 15 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定
により署名する。

議 長

議 員

議 員